

さいたま市道路の位置の指定、変更及び廃止の
取扱い基準



さいたま市

さいたま市道路の位置の指定、変更及び廃止の取扱い基準

1. 趣 旨

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定（以下「位置指定道路」という。）について、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 144 条の 4（道に関する基準）、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 9 条（道路の位置の指定の申請）及び第 10 条（指定道路等の公告及び通知）、昭和 45 年 12 月 28 日建設省告示第 1837 号（道に設ける自動車の転回広場に関する基準を定める件）並びにさいたま市建築基準法施行細則（平成 13 年 5 月 1 日規則第 215 号。以下「細則」という。）第 12 条（道路位置指定申請）及び第 13 条（私道の変更又は廃止）の規定のほか、位置指定道路に必要な事項を定めるものとする。

2. 用語の定義

(1) 申請者

申請者は、位置指定道路を新設、変更又は廃止しようとする者をいう。

(2) 代理者

代理者は、申請者より委任を受けた者で、申請者に代わり、提出、受領及び訂正を行う者をいう。原則として建築士、測量士若しくは土地家屋調査士とする。

(3) 図面作成者

図面作成者は、図面を作成する者をいう。原則として建築士、測量士若しくは土地家屋調査士とする。

(4) 申請に係る道路の土地の地名地番

新設、変更又は廃止しようとする道路の土地の地名及び地番をいう。なお、自動車転回広場がある場合はこれを含む。

3. 申請手続き

(1) 事前協議申請

(ア) 道路の位置の指定（変更・廃止）を受けようとする場合は、事前に計画内容、技術基準、他法令の適合性等に関する審査を行い、道路築造が完了した時点で円滑に道路位置指定申請（本申請）が行えるようにするため、本申請に先立ち「道路位置指定（変更・廃止）事前協議申請書」（別紙様式1）により事前協議の申請をしなければならない。

なお、この段階における土地の分筆、関係権利者及び管理者（以下「関係権利者等」という。）の承諾は要さないものとする。

(イ) 特定行政庁は、(ア)による申請について審査を行い、本申請に移行できる計画であると認めるときは、「道路位置指定（変更・廃止）事前協議終了通知書」（様式2）によりその旨を通知する。

(ウ) 特定行政庁は、(ア)による申請について基準に適合しない計画であると認めるときは、「道路位置指定（変更・廃止）事前協議未了通知書」（様式3）によりその旨を通知する。

(2) 道路位置指定申請（本申請）

(ア) 本申請は道路位置指定（変更・廃止）事前協議終了通知書の受領後、関係各課への申請・届出、土地の分筆並びに関係権利者等の承諾が終了し、かつ道路の築造が完了した時点で道路位置指定申請書（細則様式第12号）、道路位置指定変更申請書（細則様式第14号）又は道路位置指定廃止申請書（細則様式第14号の2）により申請をしなければならない。ただし、築造を伴わない廃止等の場合は、道路位置指定（変更・廃止）事前協議終了通知書の受領後、関係各課への申請・届出、土地の分筆並びに関係権利者等の承諾が終了した時点で申請をするものとする。

(イ) 本申請は、道路位置指定（変更・廃止）事前協議終了通知日より1年以内に申請を行うこととし、1年を経過したものについては再度、事前協議申請から手続を行わなければならない。

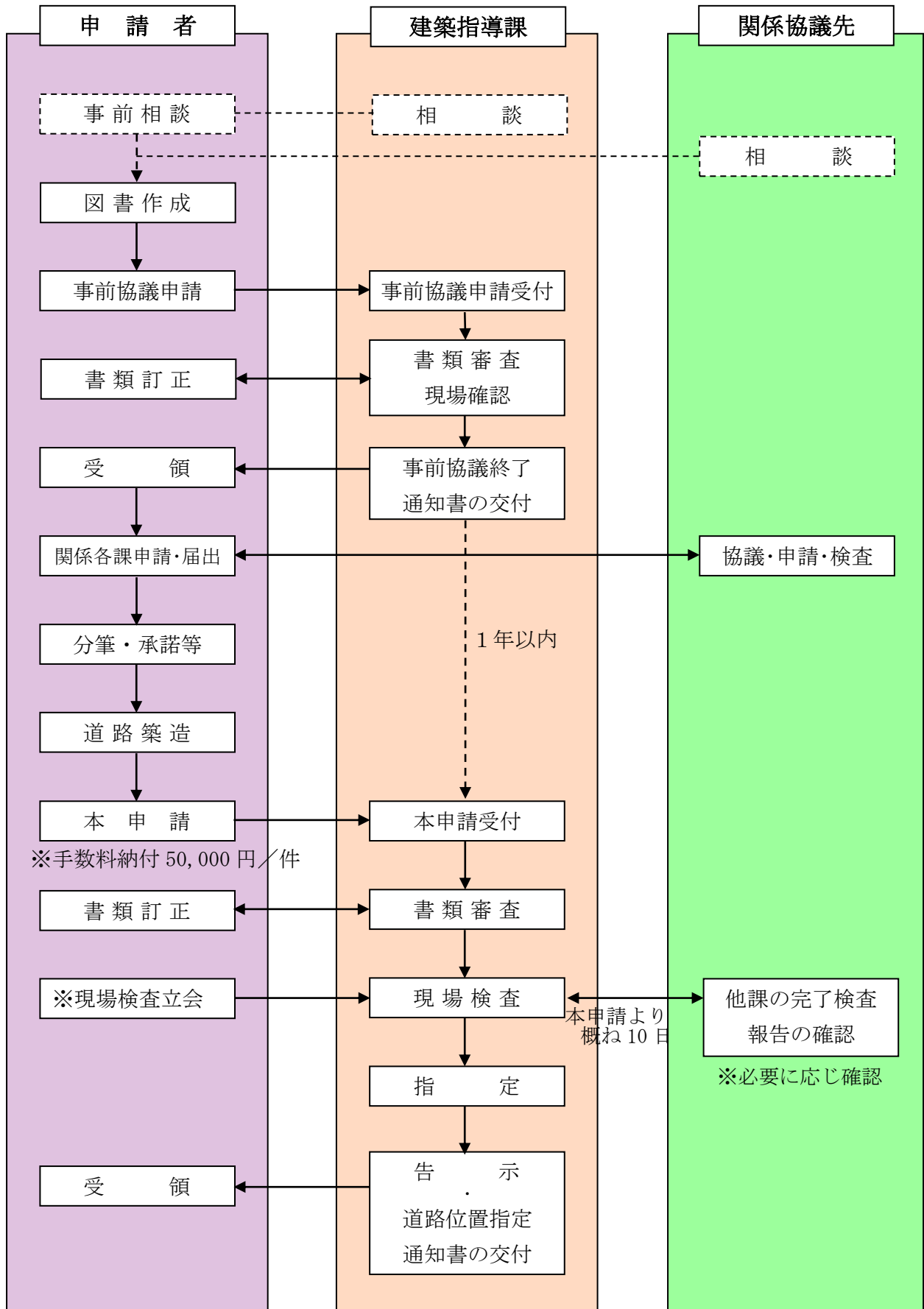
また、道路位置指定（変更・廃止）事前協議終了通知後に変更が生じた場合も、再度、事前協議申請から手続を行わなければならない。ただし、変更内容が軽微なもので、特定行政庁との協議により支障がないと認められるものはこの限りではない。

(ウ) 本申請の書類審査後に、現場検査を実施する。現場検査には申請者又は代理者が立会い、申請図書に基づき道路と利用宅地の形状及び寸法等の確認を行う。また、施工時に各工程の写真撮影をし、現場検査時に提示をしなければならない。

(3) 申請の流れ

申請の流れは次のとおりとする。

廃止時は、※が表示されている項目を除く



4. 必要書類と記載事項

4-1. 事前協議申請

(1) 事前協議申請必要図書

事前協議申請に必要な図書は次のとおりとする。(提出部数は「正」「副」各1部)

表-1 事前協議申請必要図書

名 称	備 考
道路位置指定(変更・廃止) 事前協議申請書	別紙様式1
委 任 状	代理者がいる場合
道路位置指定申請図	<ul style="list-style-type: none"> ● 細則様式第13号(A3サイズ) ● 作成要領は表-2による ● 事前協議申請では関係権利者等の承諾は必要なし
求積図・道路計画図	作成要領は表-3による
そ の 他	その他特定行政庁が必要と認めるもの

(2) 図面作成要領(事前協議申請)

事前協議申請の図面作成要領は次のとおりとする。

表-2 道路位置指定申請図(事前協議申請)(細則様式第13号)

図面名称	縮 尺	記載事項
付近見取図	—	① 方位 ② 計画区域 ③ 目標となる地物
地 籍 図	1/100 ~ 1/300	① 方位 ② 指定を受けようとする道路の位置 ③ 延長及び幅員 ④ 隅切りの大きさ (必要に応じて角度) ⑤ 土地の境界 ⑥ 各辺の長さ ⑦ 地番 ⑧ 計画区域内の宅地割 ⑨ 既存建築物並びに予定建築物の用途、位置及び出入口の方向(矢印) ⑩ 工作物の位置及び種類 ⑪ 道路及び水路の位置 ⑫ 土地の高低その他地形上特記すべき事項

図面名称	縮 尺	記載事項
構造図 (横断面図) ※廃止時不要	1/30	① 排水設備の位置及び構造 ② 路盤の構造 ③ 道路横断勾配
公図の写し	1/500 又は 1/600	① 方位 ② 計画地及び周辺の地番が表示された法務局備え付けのもの ③ 分筆がされていない場合は分筆予定線を点線で記入

※図面作成上の注意事項

◎ 共通事項

1. 様式の凡例に従って図示する。
2. 方位は原則として上側又は左側を北とし、一致させる。
3. 新設又は変更しようとする道路と利用宅地を分けて赤線で図示する。
(付近見取図、地籍図、公図の写し)
4. 提出図書はA4判とし、A3の図面等はA4に折り込みをして、左綴じにする。

◎ 申請に係る道路の概要欄

1. 幅員は、新設、変更又は廃止しようとする道路の幅員をいう。
2. 延長は、新設、変更又は廃止しようとする道路の中心線の水平距離を合計したものをいう。
3. 面積は、新設、変更又は廃止しようとする道路及び自動車転回広場の面積をいう。自動車転回広場を設ける場合は、その面積を括弧内に記載する。
4. 利用地総面積は、新設又は変更しようとする道路、自動車転回広場、利用宅地、『5. 関係権利者及び管理者の承諾(9)』欄による部分及びその他位置指定道路に付随する部分の面積の合計をいう。ただし、廃止の場合には、記載を必要としない。

◎ 地籍図

1. 道路の幅員を記載する。幅員が複数ある場合及び屈曲する場合は、区間ごとに全て記載する。(図-11~13参照)
2. 道路の延長を記載する。幅員が複数ある場合及び屈曲する場合は、区間ごとに全て記載し、延長の合計も記載する。
3. 道路、自動車転回広場、利用宅地、『5. 関係権利者及び管理者の承諾(9)』欄による部分及びその他位置指定道路に付随する部分の各辺の長さを記載する。なお、利用宅地に路地状敷地を有する場合は、路地部分の延長及び幅員も記載する。
4. 新設又は変更しようとする道路の位置は、公道の角又は地番界からの距離を記載すること等により、その位置を明確にする。

5. 廃止しようとする道路及び自動車転回広場の位置は、道路の延長の始点からの距離により記載する。
6. 接続先道路については、法第 42 条各項各号の種別及び幅員を記載し、位置を図示する。法第 42 条第 2 項道路の場合は、道路の元道の位置、中心線及び後退線を図示する。なお、公道の場合は認定番号を記載し、既存の位置指定道路は、指定年月日、番号及び延長を記載する。
7. 都市計画道路等については、道路名及び計画幅員を記載し、位置を図示する。
8. その他、土地の形態、状況を表すのに必要な事項（例えば、鉄道、市境又は池等）を図示する。

表－ 3

図面名称	縮 尺	記載事項
求 積 図	1/100 ～ 1/300	① 道路及び自動車転回広場の面積 ② 利用宅地の区画ごとの面積 ③ その他（道路後退部分及びその他位置指定道路に付随する部分）
道路計画図		① 計画区域内の排水設備 ② 排水流末の処理方法 ③ 境界杭の位置及び種類 ④ 既存及び新設電柱の位置 ⑤ その他工作物等の位置 ⑥ 土地の状況について、隣接地、公道、位置指定道路及び利用宅地の高低差をベンチマークを定め表示

4-2. 道路位置指定申請（本申請）

（1）本申請必要図書

本申請に必要な図書は次のとおりとする。（提出部数は「正」「副」各1部）

表-4 本申請必要図書

名 称	備 考
道路位置指定申請書 道路位置指定変更申請書 道路位置指定廃止申請書	<ul style="list-style-type: none"> ● 細則様式第 12 号 ● 細則様式第 14 号 ● 細則様式第 14 号の 2 } いずれか
委 任 状	代理者がいる場合
道路位置指定申請図	<ul style="list-style-type: none"> ● 細則様式第 13 号（A3 サイズ） ● 作成要領は表-5 による
道路位置指定承諾書	<ul style="list-style-type: none"> ● 細則様式第 13 号の 2（A4 サイズ）
印鑑登録証明書 代表者事項証明書等	<ul style="list-style-type: none"> ● 承諾書に承諾印を実印とした者の印鑑登録証明書（ただし、官公庁の場合は、不要とする。） ● 承諾者が法人の場合は、代表者事項証明書等も添付 ● 最新のを添付 ● 原本還付不可
登記事項証明書 （土地及び建物）	<ul style="list-style-type: none"> ● 承諾が必要な範囲の土地及び建物の登記事項証明書 ※登記情報提供サービスによるもの不可 ● 最新のを添付 ● 原本還付不可
公図の写し	<ul style="list-style-type: none"> ● 法務局交付のもので、登記官印のあるもの（A3 サイズ） ※登記情報提供サービスによるもの不可 ● 最新のを添付
求積図・道路計画図	作成要領は表-3 による
届出書，申請書， 協議書等の写し	表-6 関係各課一覧による
道路位置指定（変更・廃止） 事前協議終了通知書	通知書の写し
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ● 相続登記がされていない場合は、相続関係を明らかにするものを添付 ● 新設、変更又は廃止しようとする道路が公有地（道路敷又は水路敷等）に関係する場合は、その部分の使用を許可する書面等の写し ● その他特定行政庁が必要と認めるもの

(2) 図面作成要領 (本申請)

本申請の図面作成要領は次のとおりとする。

表－5 道路位置指定申請図 (本申請) (細則様式第 13 号、第 13 号の 2)

図面名称	縮 尺	記載事項
付近見取図	表－2 による	表－2による
地籍図		
構造図 (横断面図) ※廃止時不要		
公図の写し	1/500 又は 1/600	① 方位 ② 計画地及び周辺の地番が表示された法務局交付のもの写し
道路位置指定 承諾書	—	指定、変更又は廃止をすることに承諾する者の地番、権利等別、地目、地積、住所、氏名及び承諾した年月日を記載し、承諾印を押印

(3) 関係各課協議

本申請に先だち関係各課と内容について協議を行い、必要に応じ届出書、申請書及び協議書等の写しを本申請に添付すること。関係各課及び協議事項は表－6による。

表－6 関係各課一覧

局部所名	課 所 名	協議事項
建設局 各建設事務所	土木管理課	・道路及び水路の境界の明示確認に関する事 ・道路及び水路の占用許可に関する事 ・道路法第 24 条の承認に関する事 ・側溝への排水放流に関する事
	下水道管理課	公共下水道への汚水及び雨水排水に関する事
環境局 資源循環推進部	各清掃事務所	ごみ収集所の設置に関する事
都市局 みどり公園推進部	みどり推進課	生産緑地地区内の行為の許可、指導等に関する事
教育委員会事務局 生涯学習部	文化財保護課	埋蔵文化財に関する事
東京電力・ NTT東日本 等		電柱設置協議に関する事
その他		その他特定行政庁が必要と認める事

5. 関係権利者及び管理者の承諾

- (1) 承諾を必要とする関係権利者の範囲は、次の(ア)から(ウ)までとし、共有物件の場合は、これらの権利を有する者全員の承諾を必要とする。ただし、(イ)及び(ウ)においては、特定行政庁が支障がないと判断し認められたものについてはこの限りではない。
 - (ア) 新設、変更又は廃止しようとする道路の土地又は自動車転回広場となる土地に関して所有権、対抗要件を備えた借地権若しくは登記された権利を有する者又はこれらの権利に関する仮登記等の登記名義人。
 - (イ) 新設、変更又は廃止しようとする道路に沿接する土地（接続先となる既存私道部分を含む。）、自動車転回広場に沿接する土地又はそれらの土地にある建築物若しくは工作物に関して所有権を有する者。
 - (ウ) 令第144条の4第1項第1号ロによる公園、広場又はその他これらに類するものに接続している場合は、自動車が転回することについての承諾をすることができる権利を有する者。
- (2) 承諾を必要とする管理者の範囲は、新設、変更又は廃止しようとする道路の土地又は自動車転回広場となる土地を令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するよう管理する者とし、管理者が複数の場合は、管理者全員の承諾を必要とする。
- (3) 承諾印は、実印を使用する。ただし、官公庁の場合は、公印とする。
- (4) (3)の規定に関わらず、(1)の(イ)及び(ウ)に該当する者については、承諾印を実印としないことができる。この場合、住所、氏名及び承諾年月日の記載を自署とし、認印を押印する。
- (5) 公有地については、その管理をする者の承諾でよいものとする。
- (6) 関係権利者等が、未成年者又は成年被後見人等の場合は、法定代理人等の承諾又は同意を必要とする。
- (7) 申請後に新設、変更又は廃止しようとする道路又は自動車転回広場の位置を訂正する場合は、その部分の関係権利者等の訂正印を必要とする。ただし、軽微な訂正（権利に及ばないもの）は代理者でよいものとする。
- (8) 道路位置指定申請図(細則様式第13号)と、道路位置指定承諾書(細則様式第13号の2)に当該関係権利者等及び代理者の割印を必要とする。
- (9) 隣接地の承諾が得られないなど、やむを得ず隣地境界線から離して道路を設ける場合は、25cm以上離すものとする。この場合には、この部分と道路部分を分筆し、道路との間に塀、柵等を設けて道路が隣地に接していないことを明確にする。
- (10) 申請後、指定を受ける前までに権利の移転が生じた場合は、新たな関係権利者等の承諾を必要とする。(移転後の登記事項証明書、新たな関係権利者等の印鑑登録証明書、代表者事項証明書等を添付すること。)
- (11) 登記簿謄本の権利者欄と印鑑登録証明書の住所等が異なる場合は、住民票等の変更の経緯を示すものを添付すること。

6. 指定基準

(1) 位置指定道路のできる土地

位置指定道路は、法に規定されているとおり、「土地を建築物の敷地として利用するため」という目的で指定を受ける必要がある。つまり、接道がとれず建築物の建築ができない土地を接道させるために道路の位置の指定を受けるものであるため、既に接道のある土地の条件を良くする目的（より規模の大きい建築物の建築等）や、道路を築造する必要がない土地に、道路を築造しても道路の位置の指定を受けることはできない。

また、位置指定道路は、都市計画法第 29 条の規定により許可を受けなければならない開発行為以外の行為による道路を対象とする。なお、当該行為が許可の対象であるか否かについては、必要に応じて開発許可権者に確認を行う。区画整理事業等の区域内の場合は、区画整理事業等の所管課所と連絡調整し、道路の配置、規模及びその区域が適正であることを確認する。

(2) 道路築造基準

(ア) 道路の幅員

- ① 位置指定道路の幅員は、道路の中心線に対し直角に測り、各部分で有効幅員 4 m 以上を確保しなければならない。(図-1)
 - ② 『(オ) ⑤』欄により設ける安全施設及び『(サ)』欄により設ける道路附属施設がある場合は、原則としてこれらを除いた部分で有効幅員 4 m 以上を確保すること。(図-2)
- ※ 幅員が変わる場合にはすり付けをし、隅の解消を図ること。この場合、すり付けの角度は 135 度以上とすること。(図-3)

図-1

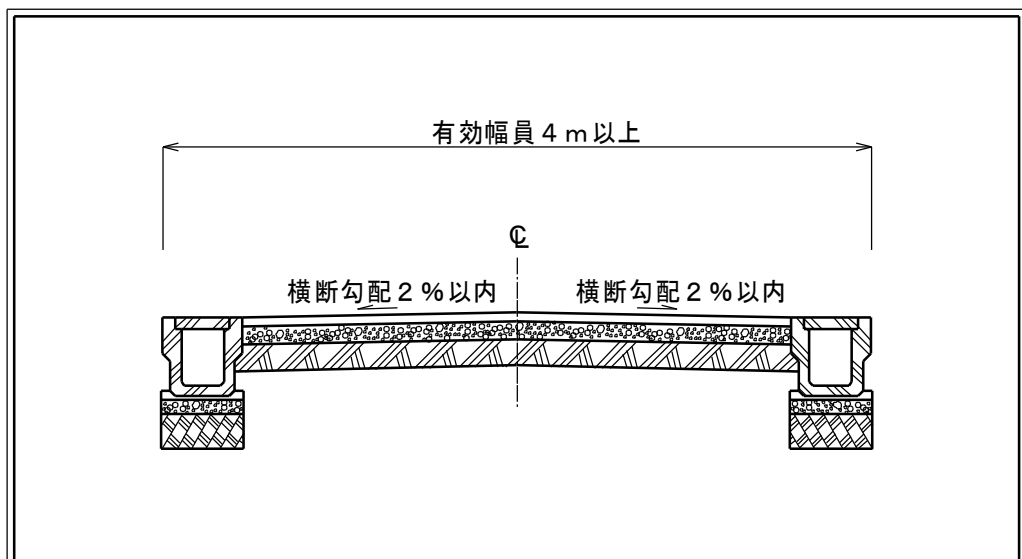


図-2

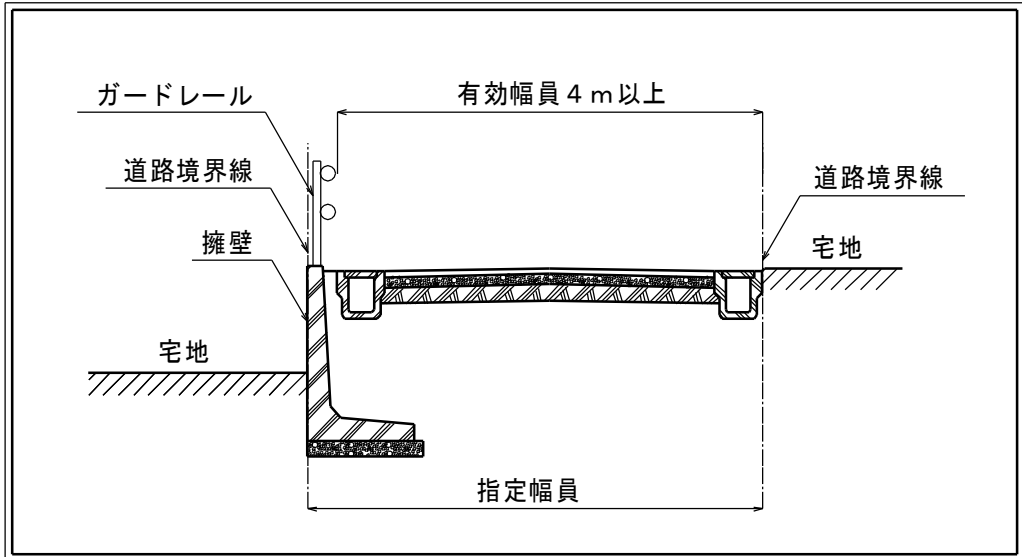
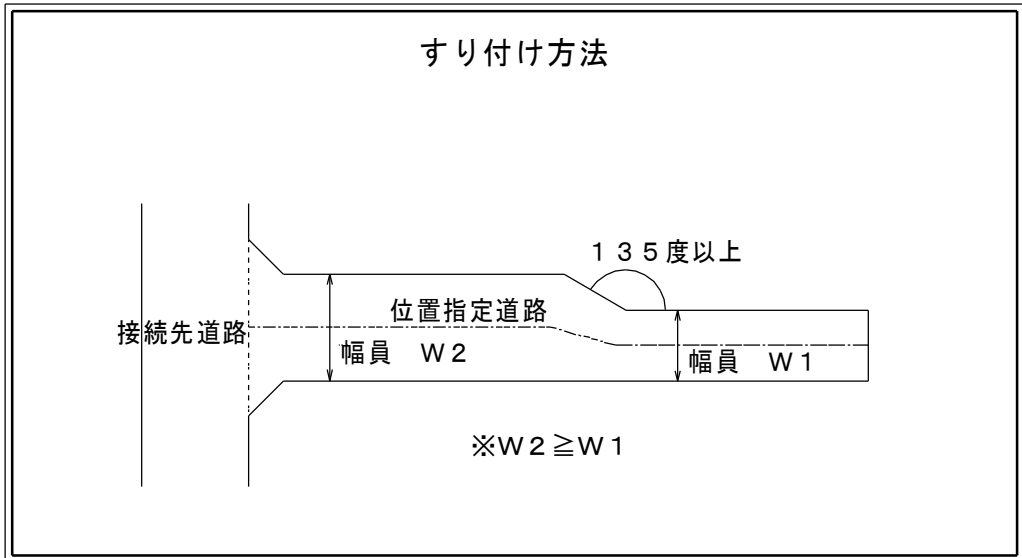


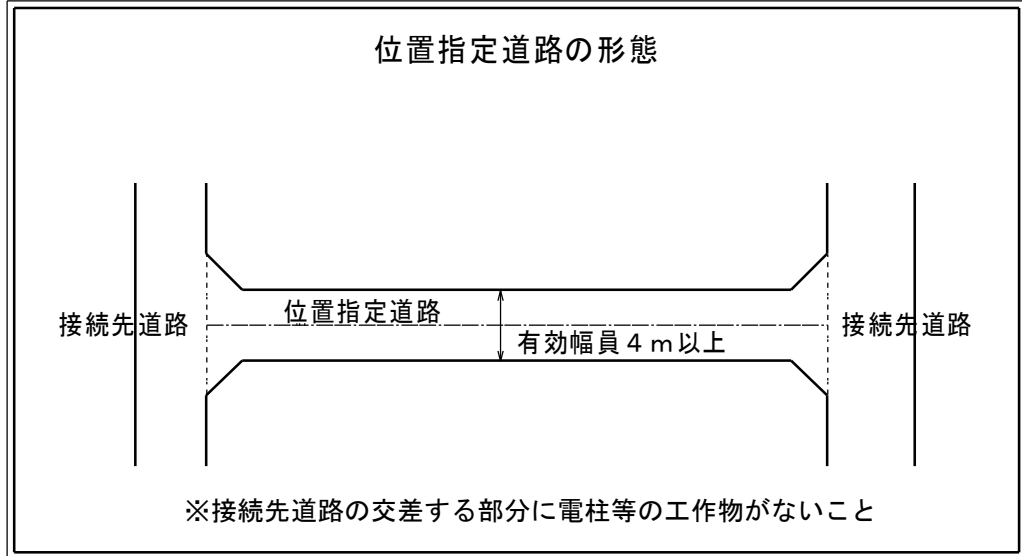
図-3



(イ) 接続形態

位置指定道路は、両端が法第 42 条の規定による道路に有効に接続しなければならない。(図-4) ただし、次の①から④までのいずれかに該当する場合は袋路状道路とする事ができる。

図-4



① 延長が 35m 以下であること。(図-5, 6, 7, 8, 9)

幅員 6 m 未満の袋路状道路に接続する場合は、当該袋路状道路が他の通り抜け道路に接続するまでの部分の延長を含む。(③において同じ。)
(図-10)

② 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続しているものであること。

③ 延長が 35m を超える場合で、終端及び区間 35m 以内ごとに基準に適合する自動車転回広場が設けられていること。(P23 別図参照)

④ 幅員が 6 m 以上であること。

図-5

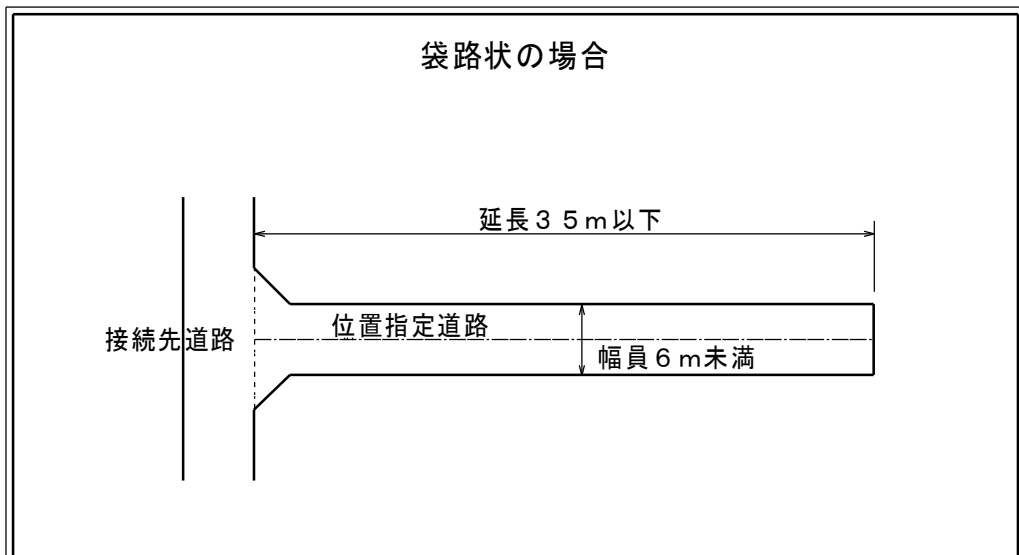


図-6

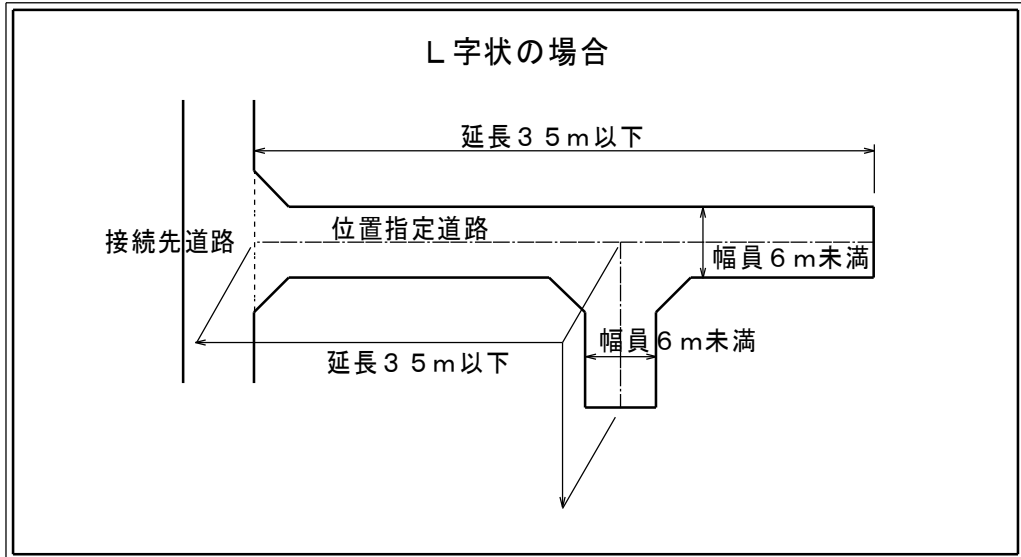


図-7

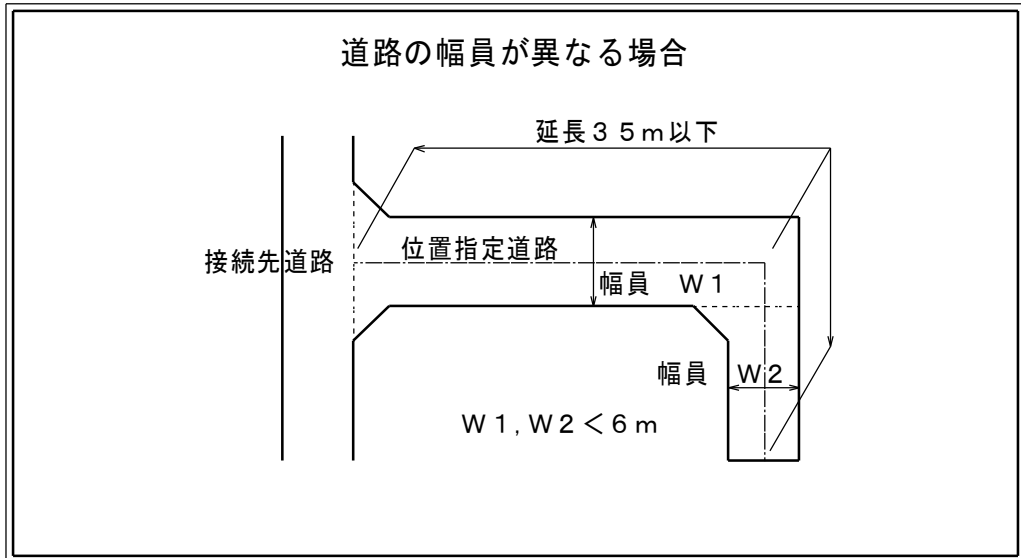


図-8

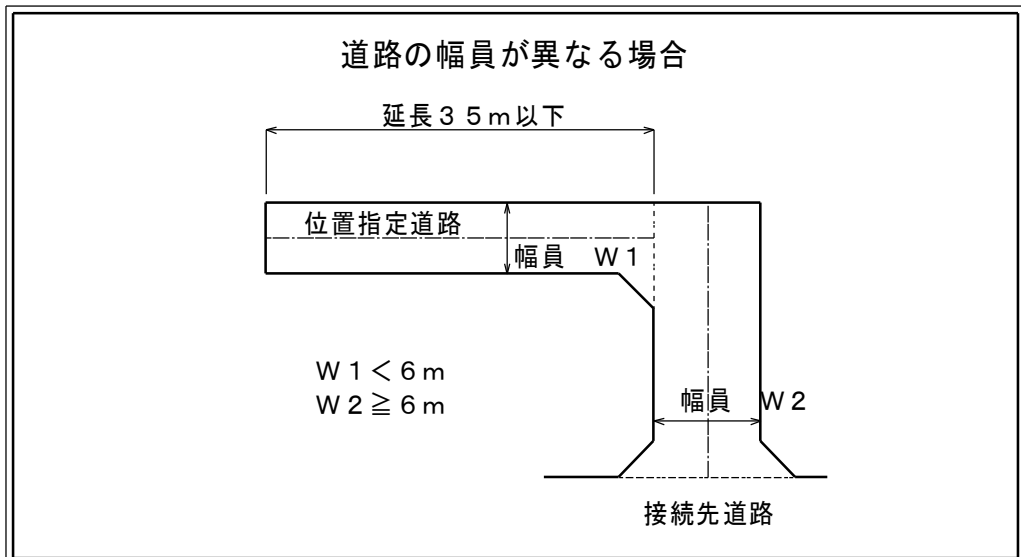


図-9

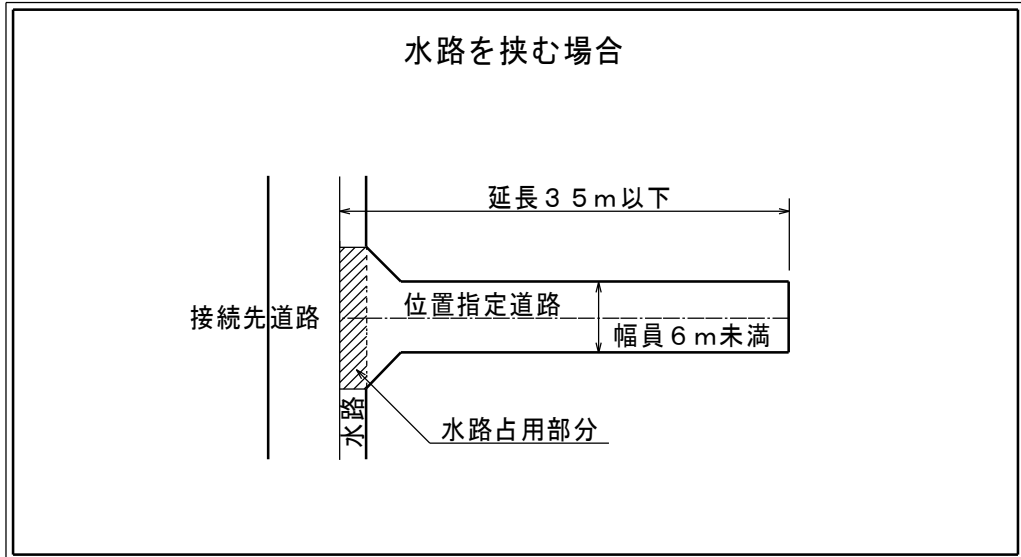
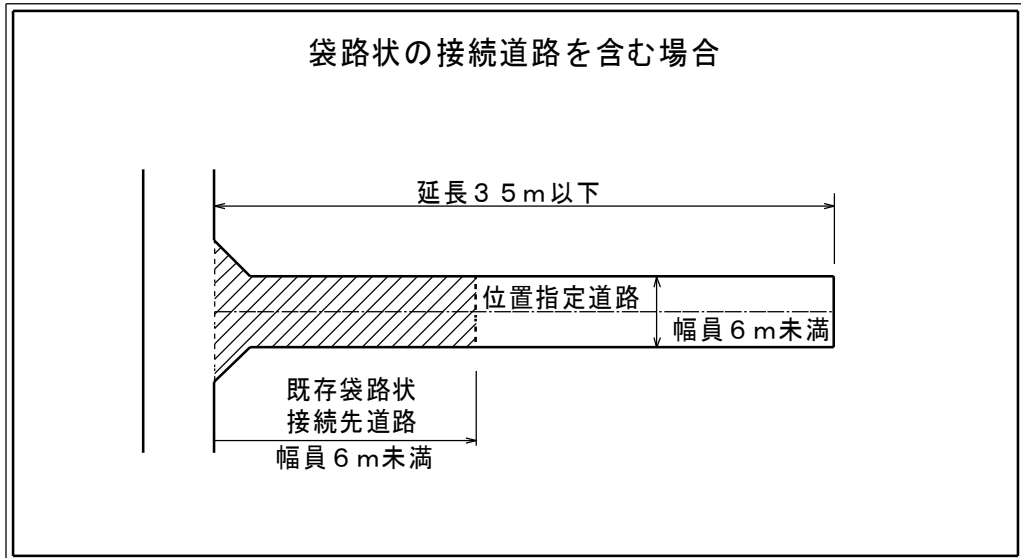


図-10



(ウ) 指定延長

位置指定道路の延長は、その道路の中心線の水平距離を合計したものと
する。幅員が複数ある場合及び屈曲する場合は、区間ごとに全て記載し延
長の合計も記載する。(図-11, 12, 13, 14, 15, 16)

図-11

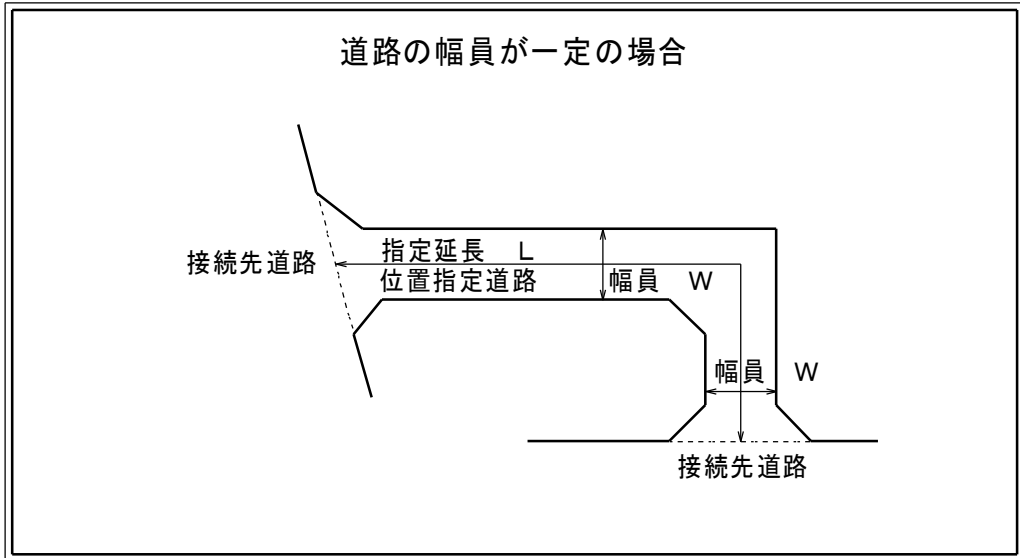


図-12

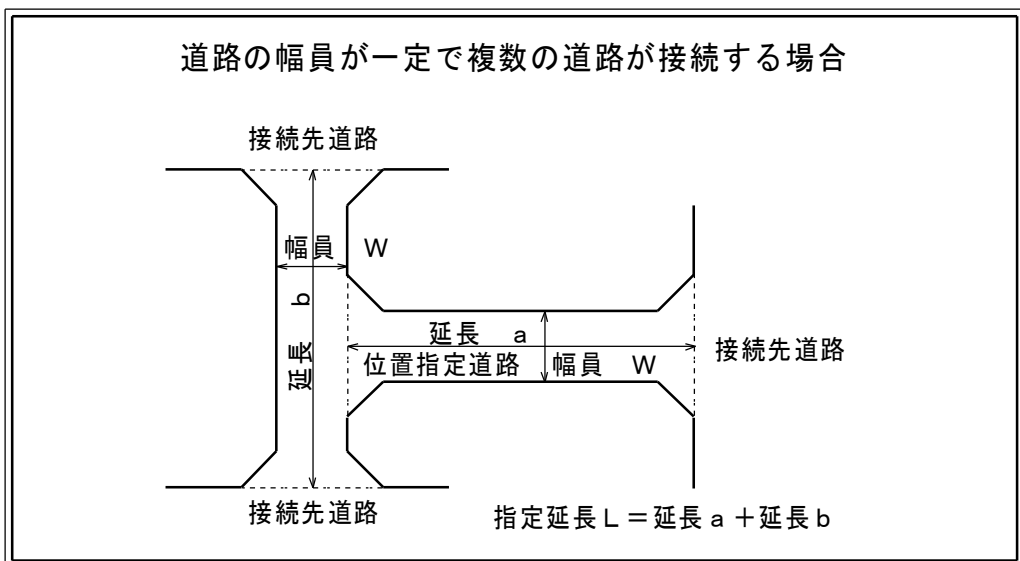


図-13

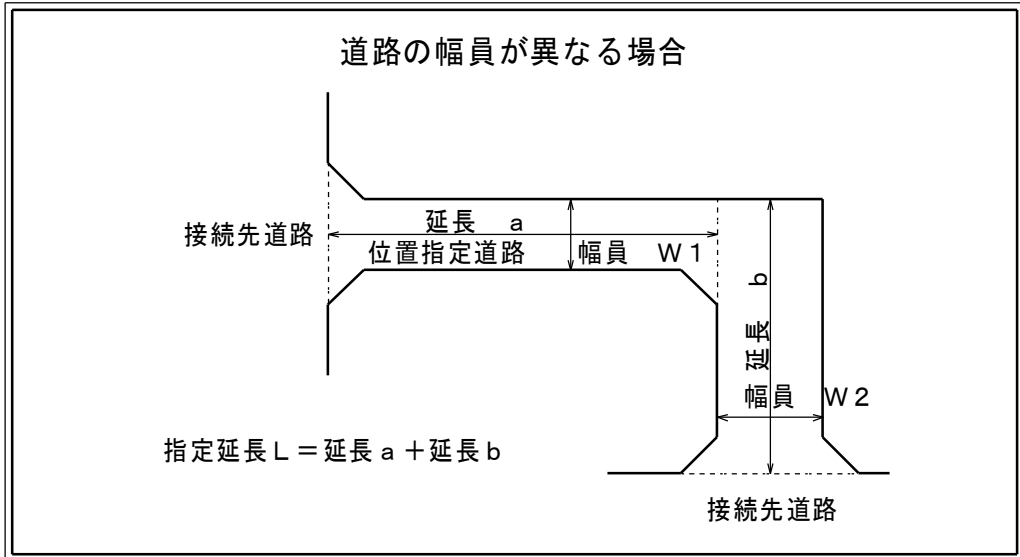


図-14

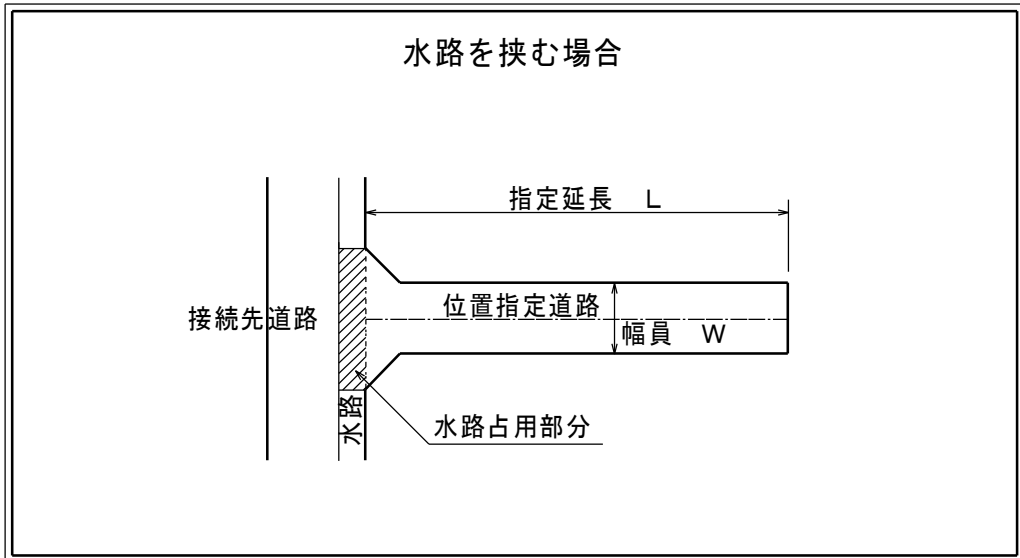


図-15

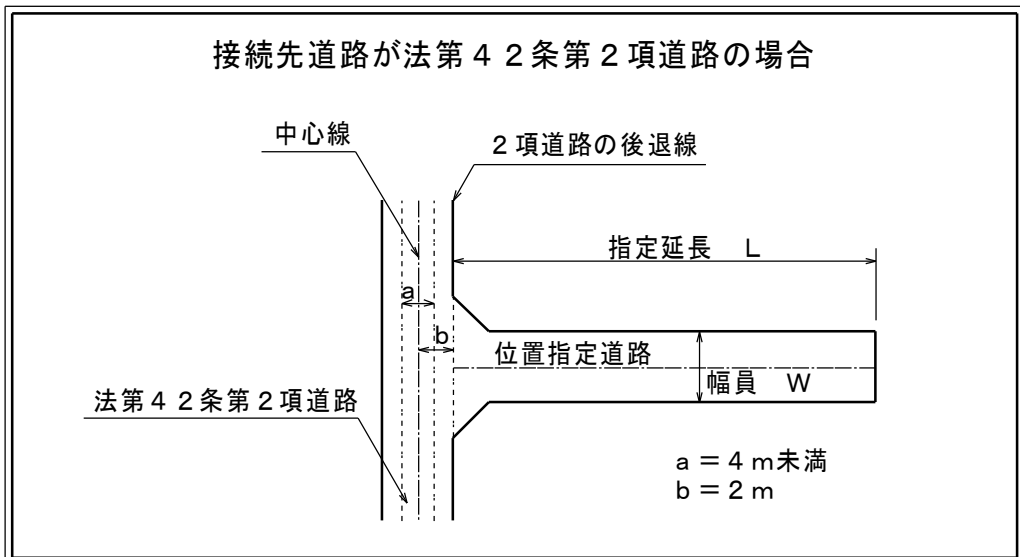
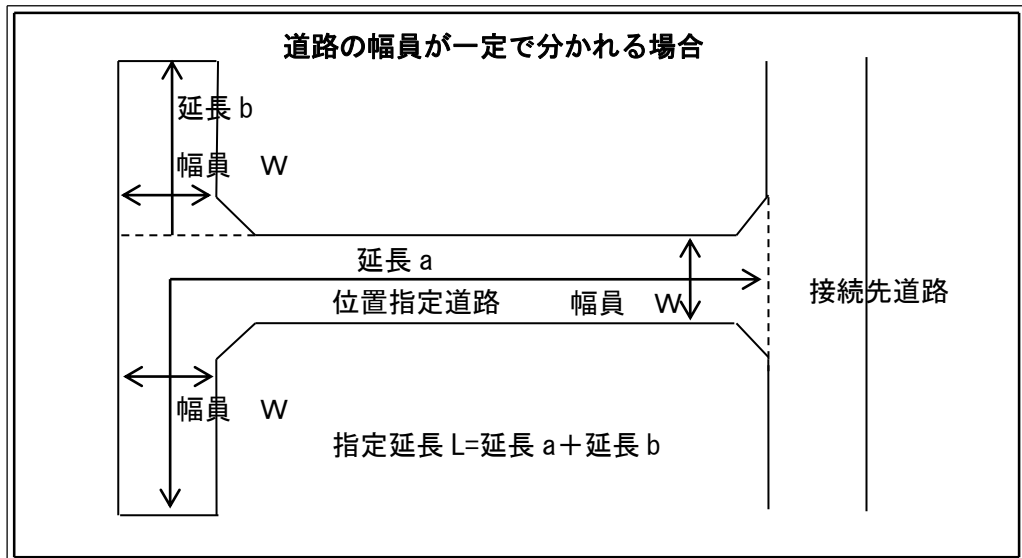


図-16



(エ) 隅切り

- ① 位置指定道路が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角 120 度以上の場合を除く。）は、角地の隅角を挟む辺の長さ 2 m の二等辺三角形の部分に道を含む隅切りを設けること。屈曲する場合以外は、原則として両側に設けること。（図-17, 18）
- ② 曲がり角が 60 度以下になる鋭角の角地は、二等辺三角形で剪除長を 2 m 以上とすること。（図-19）
- ③ 原則として、令第 144 条の 4 第 1 項第 2 号ただし書において規定される特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認める場合は、次のアに該当するものとする。また、同号ただし書においてその必要が無いと認める場合は、次のイに該当するものとする。

ア 両側に隅切りを設けることが不可能な場合で、角地の隅角を挟む辺の長さ 3 m の二等辺三角形の部分に道を含む隅切りが片側に設けられるもの。（図-20）

イ 歩道の幅員が 2 m 以上の既存道路に接続するもの。（図-21）

図-17

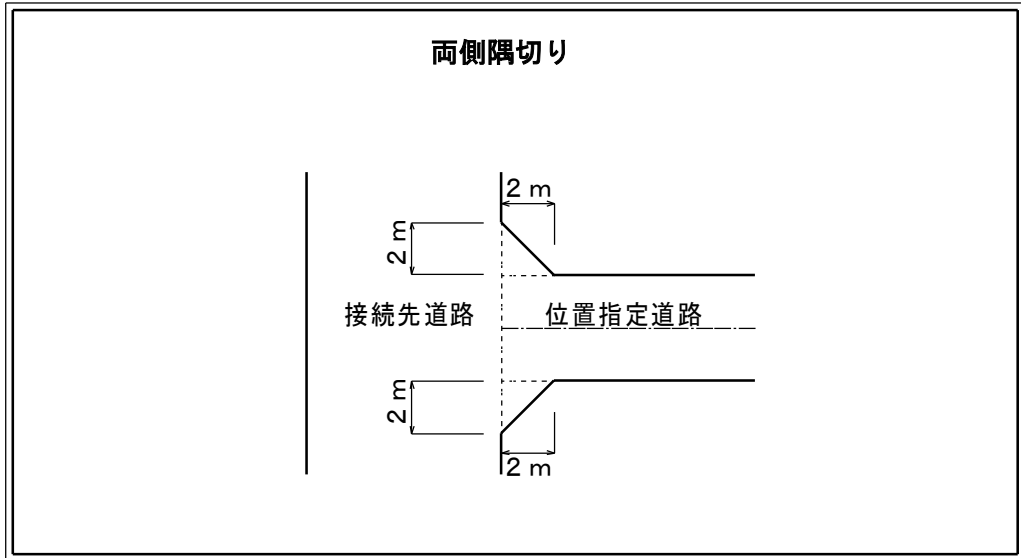


図-18

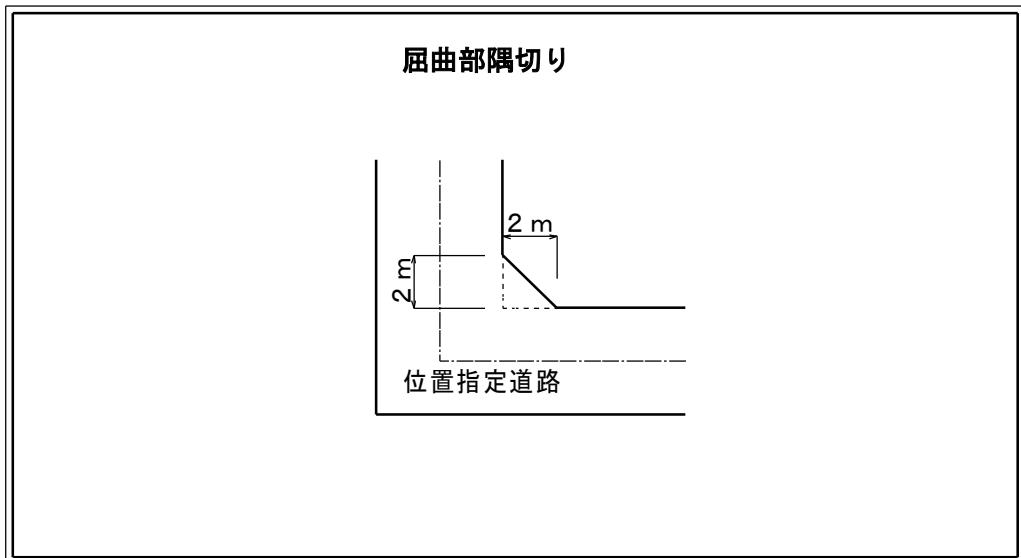


図-19

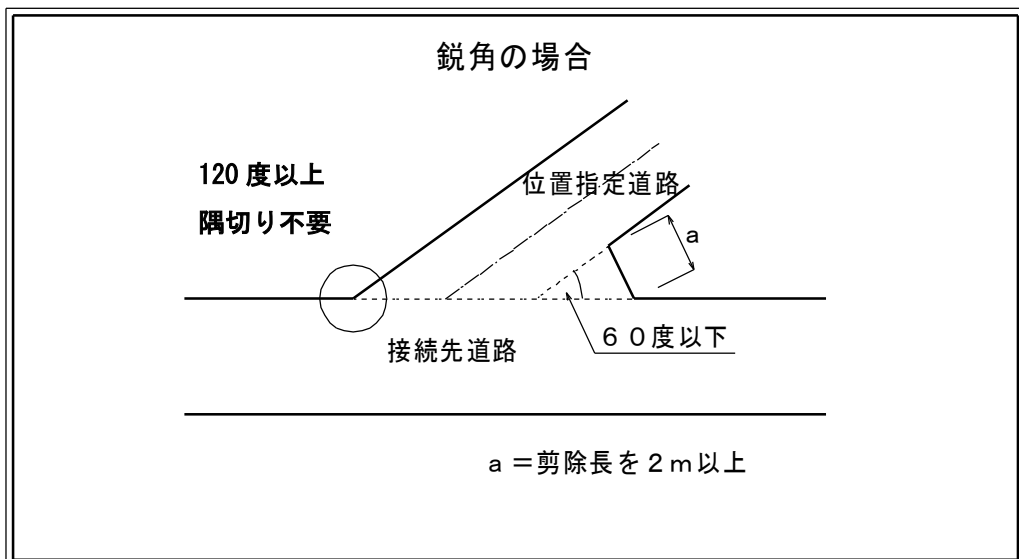


図-20

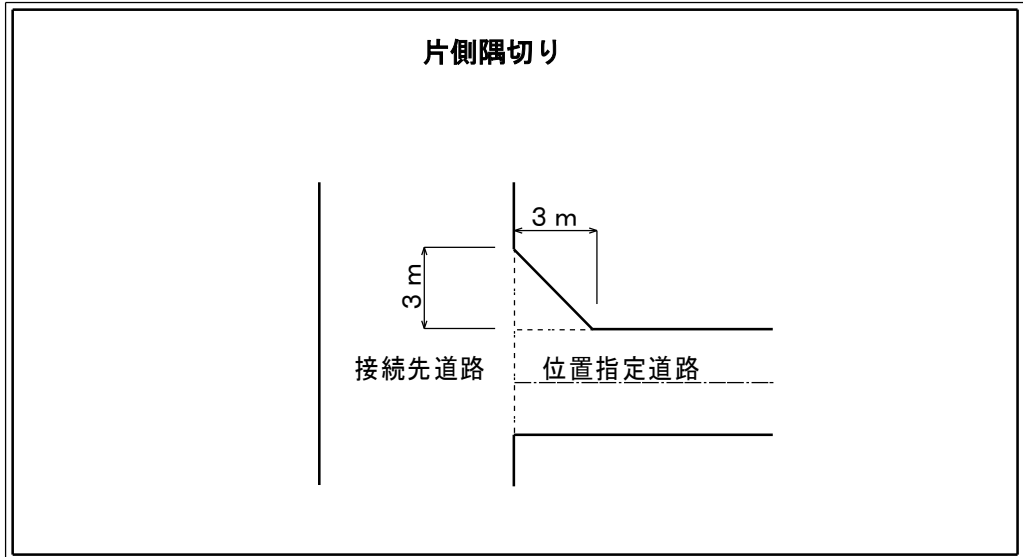
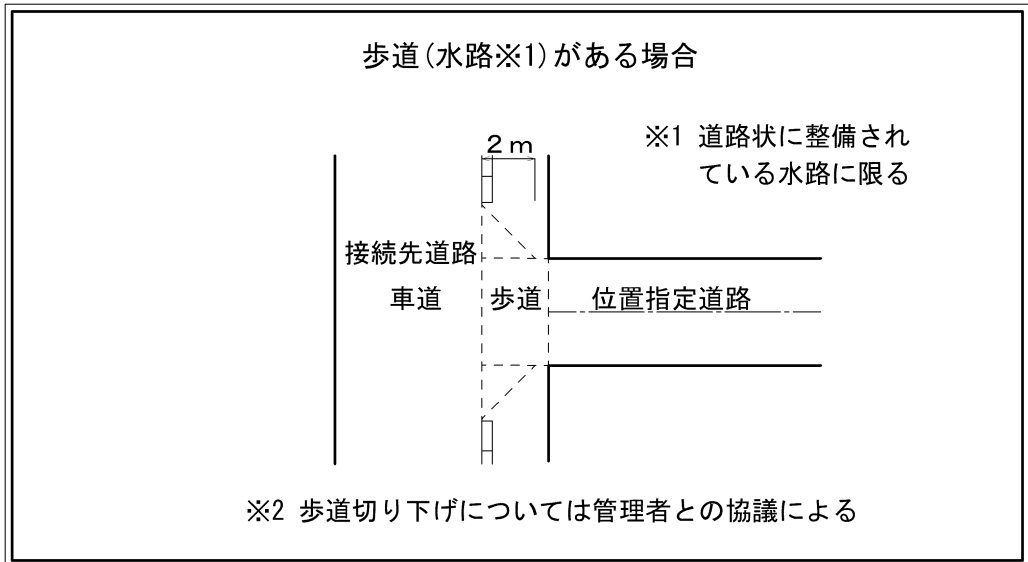


図-21



(オ) 道路の形態

- ① 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。
- ② 縦断勾配が12%以下であること。
- ③ 横断勾配が2%以下であること。
- ④ 終端部分の形状は中心線に鉛直とすること。
- ⑤ 道路が宅地等よりも高い場合は、原則として柵等の安全施設を設けること。

(カ) 側溝等

- ① 側溝等は、原則として新設又は変更しようとする道路の両側に設けること。
- ② 側溝等は、車両の通行に支障がない構造のものとする。
- ③ 幅員4.0mでL形側溝を設置する場合は、切下げ型のL形側溝を使用すること。

(キ) 道路の位置の表示

- ① 新設又は変更しようとする道路の位置の表示はコンクリートその他の耐水材料でつくられている側溝、縁石、その他これらに類するものにより行うこと。なお、道路境界より離隔を取って側溝等を設置する場合は、道路境界と側溝等との間をコンクリートその他の耐水材料で埋めること。また、一部廃止をする場合においても、縁石等の敷設により道路区域を明確にすること。
- ② 筆界、折れ点等には石杭又はコンクリート杭を埋設すること。ただし、土地の状況等によりやむを得ないと認める場合はこの限りではない。

(ク) 階段の構造

令第144条の4第1項第4号ただし書により階段状とすることができる場合は、次の①及び②に該当するものとする。

- ① 延長35m以下であること。
- ② 階段の構造については、次のアからウまでに該当するものであること。
 - ア 石造又はコンクリート造であること。
 - イ けあげは18cm以下、踏面は26cm以上であること。
 - ウ 高さ4mを超えるものにあつては、高さ4m以内ごとに、踏幅1.2m以上の踊場を設けること。

(ケ) 自動車転回広場

- ① 基準は、別図による。
- ② 縁石等を設けて他の部分と境界を明らかにすること。
- ③ 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。

(コ) 工作物等

電柱等の工作物は道路内に設けることができない。ただし、『(オ) ⑤』欄により設ける安全施設及び『(サ)』欄により設ける道路附属施設はこの限りではない。

(サ) 道路付属施設

周囲の状況により、安全上の必要があるもので、特定行政庁が認める場合は、当該道路にカーブミラー、その他の施設を設けることができる。

(3) 分筆

新設又は変更しようとする道路、自動車転回広場、利用宅地、『5. 関係権利者及び管理者の承諾（9）』欄による部分及びその他位置指定道路に付随する部分を各々分筆する。

廃止する場合は、分筆を要しない。ただし、一部を廃止する場合は、廃止をする部分と廃止をしない部分が明確になるように分筆をする。

7. 変更又は廃止の基準

位置指定道路の変更又は廃止にあたっては、『6. 指定基準』の規定によるほか、次の（1）から（5）までに適合するものとする。

- （1）法第43条の規定に抵触する敷地を生じさせないこととし、廃止後も存続する建築物については敷地形状、土地の権利関係及び使用関係を明確にし、借地を含む場合は建築敷地としての使用承諾を得るものとする。
- （2）通り抜け道路の一部廃止は、原則として認めないものとする。
- （3）既存の位置指定道路の幅員の一部だけ変更することは、原則として認めないものとする。
- （4）避難通路（旧基準によるもの）のみの廃止は、認めないものとする。
- （5）平成30年9月25日より前に道路の位置の指定を受け、かつ、同日以降に指定の変更を受けていない位置指定道路の廃止の申請を行う場合、管理者の承諾は不要とする。

8. 維持管理

位置指定道路の管理者及びその敷地の所有者は、当該道路を常に適正な状態に保つよう努めなければならない。

また、道路の権利を移転する場合は、維持管理についても継承するものとする。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から運用する。

附 則

この基準は、平成29年7月1日から運用する。

附 則

この基準は、令和元年5月1日から運用する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から運用する。

附 則

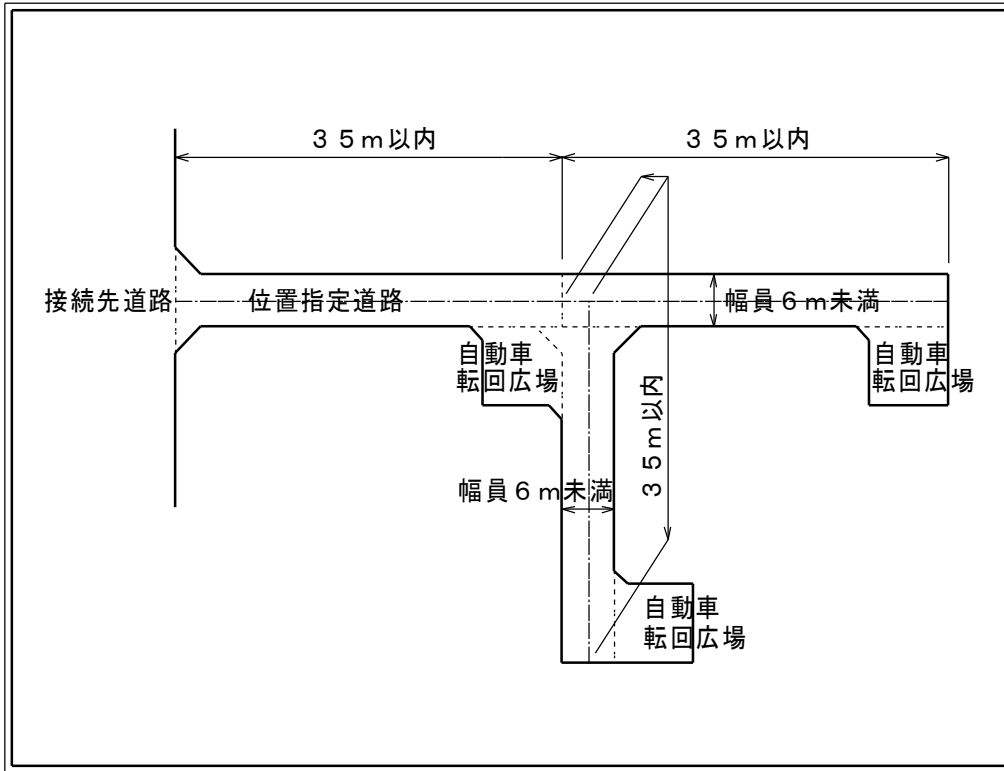
この基準は、令和4年4月1日から運用する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から運用する。

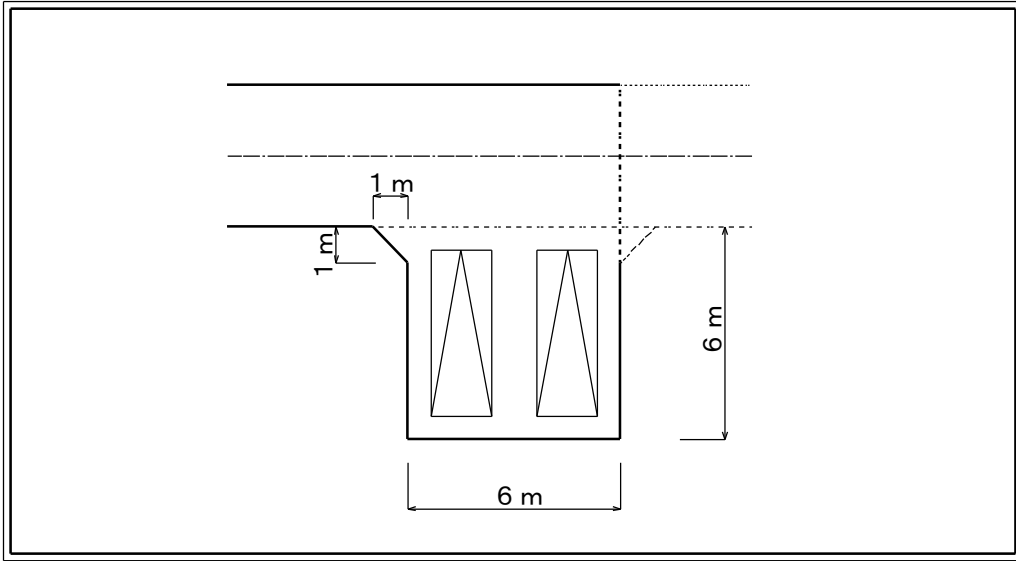
令第144条の4第1項第1号ハによる自動車転回広場の基準

1. 取り付け基準例

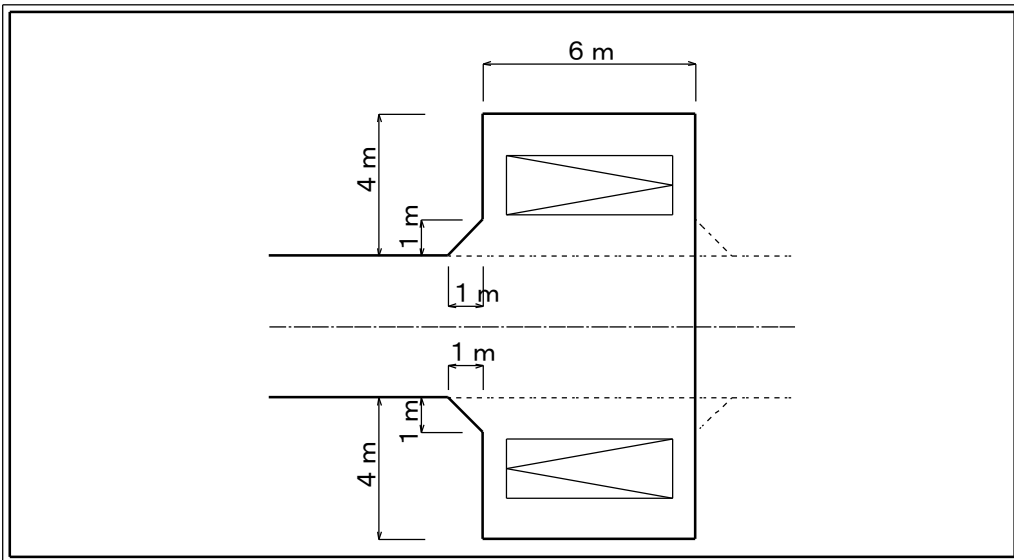


2. 取り付け例

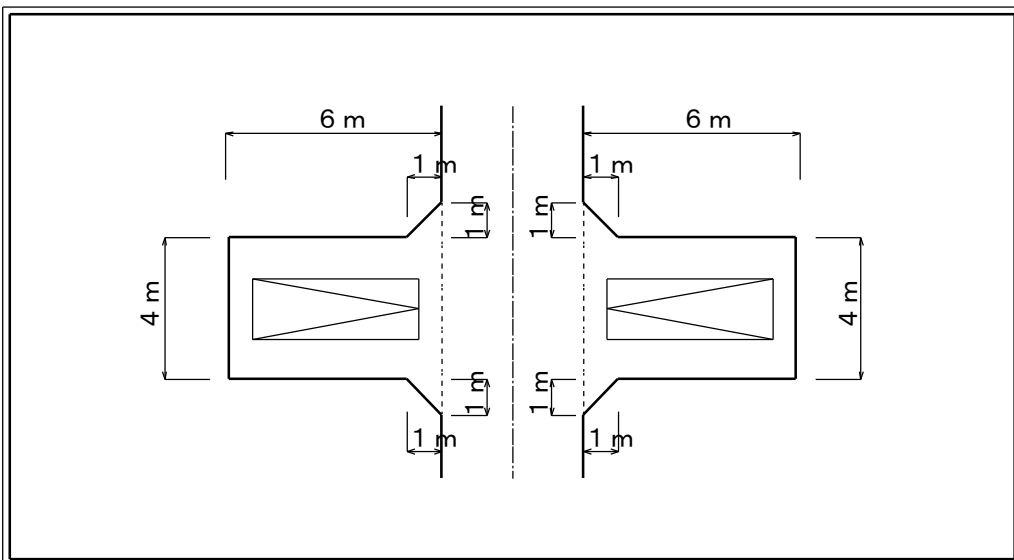
①



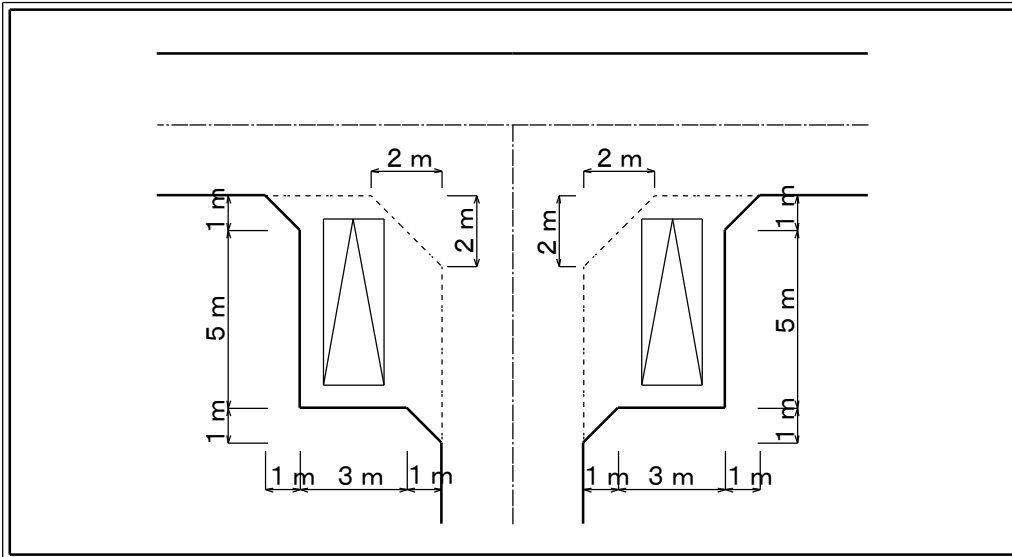
②



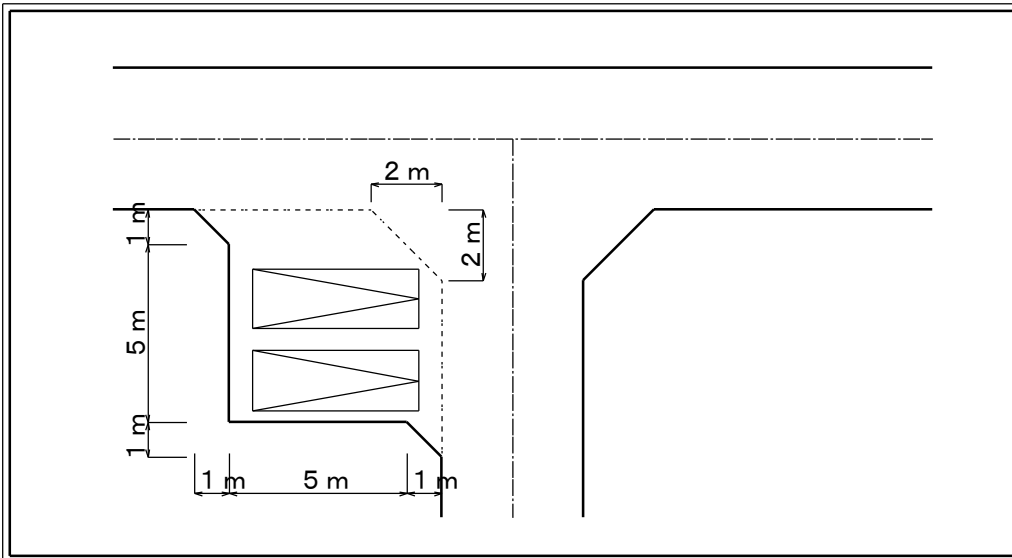
③



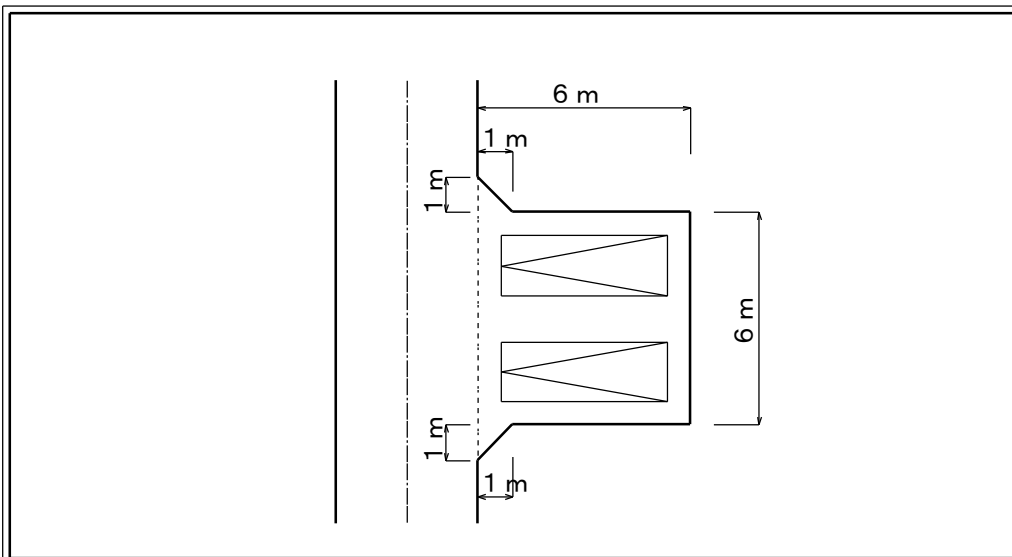
④



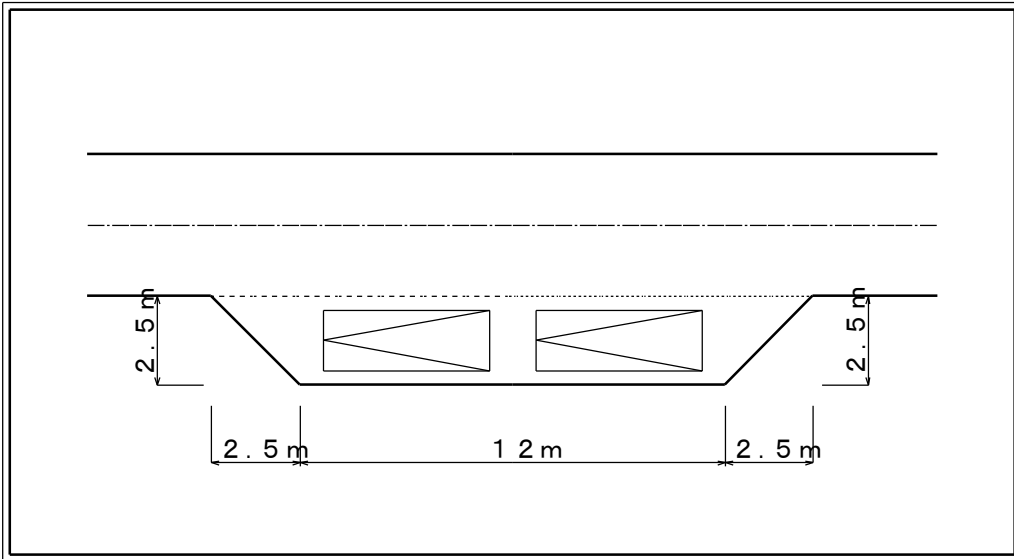
⑤



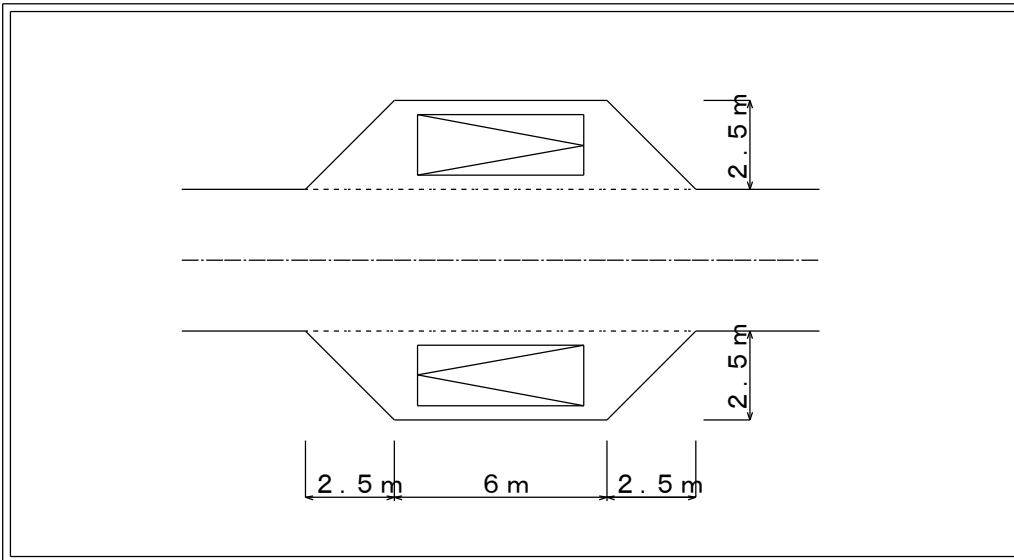
⑥



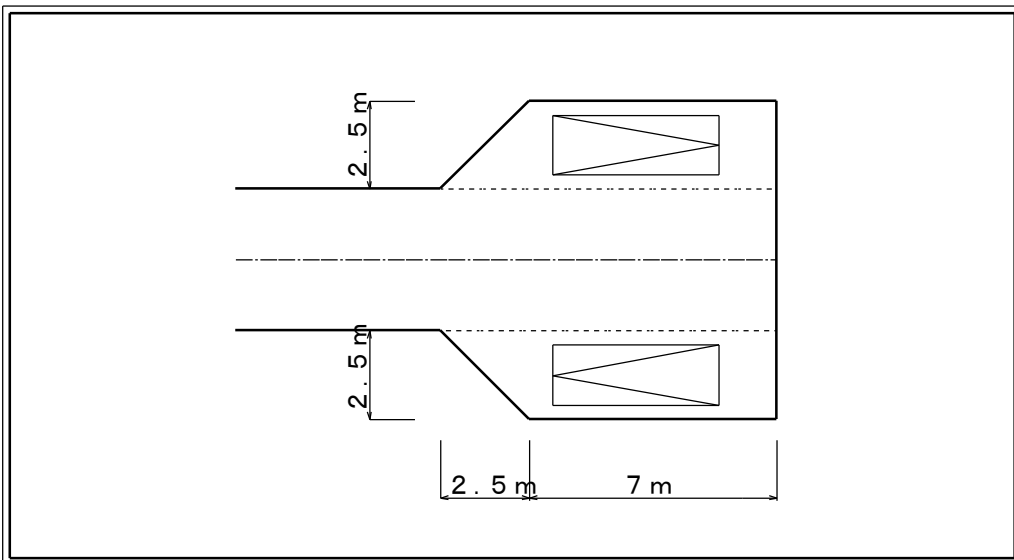
⑦



⑧



⑨



3. 転回広場の大きさ

車が転回できる大きさで、かつ、車が2台停車することができる大きさとし、次の(1)及び(2)に適合するものとする。

車の大きさ・・・道路運送車両法施行規則別表第1に規定する小型四輪自動車の大きさは幅1.7m以下、長さ4.7m以下

(1) ロ型の場合

(ア) 2台停車

間口6m以上として面積40㎡以下とする。

(イ) 1台停車

間口4m以上として面積30㎡以下とする。

(2) 隅切りを設けた場合、角地の隅角を挟む辺の長さは原則1mとする。

道路位置指定（変更・廃止）事前協議申請書

建築基準法第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定（変更・廃止）の事前協議申請をします。

この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

（あて先）さいたま市長

申請者 住所 _____

氏名 _____

代 理 者	住 所	電 話 番 号			
	氏 名				
図 面 作 成 者	住 所	電 話 番 号			
	氏 名				
申 請 に 係 る 道 路 の 土 地 の 地 名 地 番		さいたま市			
申 請 に 係 る 道 路 の 概 要	幅 員	m	延 長	m	
	面 積	道 路	m ²	利用宅地	m ²
		転回広場	m ²	そ の 他	m ²
		合 計	m ²		
区 域 区 分	市街化区域 市街化調整区域	用途地域等		地域	
接続先道路の種別	法第 4 2 条第 項第 号道路・公道・私道・幅員 m				
備 考				受 付 欄	

道 路 位 置 指 定 申 請 書

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を申請します。
この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

(あて先)さいたま市長

申請者 住所 _____
氏名 _____

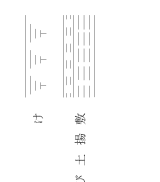
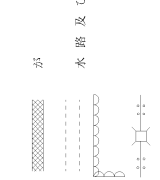
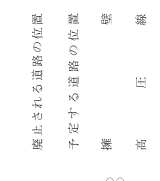
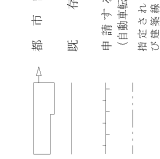
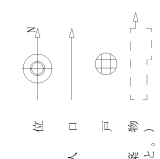
代 理 者	住 所	電話番号
	氏 名	
図 面 作 成 者	住 所	電話番号
	氏 名	
申請に係る道路の土地の 地 名 地 番	さいたま市	
申 請 に 係 る 道 路 の 概 要	幅 員	m
	延 長	m
	面 積	うち、転回広場の面積 m ² 、(m ²)
手数料欄		
備 考	指 定 番 号	年 月 日
	第 号	年 月 日

道路位置指定申請図 (指定・変更・廃止)

縮尺	付近見取図
	地籍図
	構造図
	公園の写し

※ 道路の位置の指定・変更・廃止台帳	
告示年月日	指定年月日
告示番号	番号
道路となる土地の地名・番	
道路の幅員	幅員
m 延長	m (面積、 $\frac{m^2}{m}$ 、 $\frac{m^2}{m^2}$) 利用地
	総面積
	m ²

(凡例)



- 注
- 1 付近見取図、地籍図、道路構造図、自動車専用道路の構造図、公園の写し及び土地に高低差がある場合はその断面図を記入すること。
 - 2 申請に係る道路の幅員及び延長の単位はメートル、面積は平方メートルとする。また、表示する数値は小数点以下2位までとする。
 - 3 地籍図中に地籍を記入すること。
 - 4 道路及び自動車専用道路の構造図には、側溝及び路面の構造を記入すること。
 - 5 付近見取図と地籍図の方位は、一致させること。
 - 6 隣接境界又は街区の基点から申請に係る道路までの距離を記入すること。
 - 7 ※欄には、記入しないこと。

道路位置指定承諾書

道路位置指定申請図（様式第13号）のとおり、道路の位置の指定（変更・廃止）について承諾します。

また、道路となる土地の権利等を移転する場合は、本内容について責任をもって継承します。

申請者住所・氏名						
代理人住所・氏名						
図面作成者住所・氏名						
地番	権利等別	地目	地積(m ²)	関係権利者及び管理者の住所・氏名・承諾印	承諾年月日	
				印		
				印		
				印		
				印		
				印		
				印		
				印		
				印		
備 考						

注

- 1 「権利等別」欄には、申請に係る道路の土地の所有者及びその土地又はその土地の建築物若しくは工作物について該当する権利並びに指定を受けようとする道を建築基準法施行令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者の別をそれぞれ記入する。
- 2 本承諾書（様式第13号の2）と、道路位置指定申請図（様式第13号）に当該関係権利者等及び代理人の割印を必要とする。

道路位置指定変更申請書

<p>建築基準法第42条第1項第5号の規定により指定を受けた道路を変更したいので、申請します。</p> <p>この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先)さいたま市長</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 _____ 氏名 _____</p>		
代 理 者	住 所	電話番号
	氏 名	
図 面 作 成 者	住 所	電話番号
	氏 名	
申請に係る道路の土地の 地 名 地 番		さいたま市
申 請 に 係 る 道 路 の 概 要	幅 員	m
	延 長	m
	面 積	うち、転回広場の面積 m ² 、(m ²)
既存の道路位置指定の指定 年 月 日 及 び 番 号		年 月 日 第 号
手数料欄		
備 考		指 定 番 号 年 月 日
		第 号 年 月 日

道路位置指定廃止申請書

<p>建築基準法第42条第1項第5号の規定により指定を受けた道路を廃止したいので、申請します。</p> <p>この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先)さいたま市長</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 _____ 氏名 _____</p>		
代 理 者	住 所	電話番号
	氏 名	
図 面 作 成 者	住 所	電話番号
	氏 名	
申請に係る道路の土地の 地 名 地 番		さいたま市
申 請 に 係 る 道 路 の 概 要	幅 員	m
	延 長	m
	面 積	うち、転回広場の面積 m ² 、(m ²)
既存の道路位置指定の指定 年 月 日 及 び 番 号		年 月 日 第 号
備 考		廃 止 番 号 年 月 日
		第 号 年 月 日



北部建設事務所 建築指導課 TEL048-646-3237
南部建設事務所 建築指導課 TEL048-840-6237